

## 国連自由権規約委員会総括所見より、婚外子差別関係抜粋

とフォローアップ事項(11月30日)

及び第7回定期報告書日本審査(10月13日～14日)

での、婚外子差別に関する委員の質問と政府回答

※以下の最終見解の訳は当交流会によるもの

### 国連自由権規約人権委員会 日本政府の第7回定期報告についての総括所見

2022年11月30日 (※11月3日の総括所見は暫定)

#### C 主な懸念事項と勧告

##### 子どもの諸権利

44. 当委員会は、いくつかの公的書類において、婚外子 (children born out of wedlock) を規定するために、「嫡出ではない (“illegitimate”）」という用語を使用していることについての締約国の説明に留意し、政府代表から、この用語を撤廃することを検討し、すべての子どもの平等な権利を保障することにやぶさかではないという断言 (assertion) のあったことを歓迎する。

※ 11月3日の総括所見暫定版では「**そのような用語法** (such terminology) を撤廃することにやぶさかではないという政府の明言 (affirmation) を歓迎する」となっていたが、30日付では、「その用語 (that term) を取り除くことにやぶさかではないという**政府の断言 (assertion)** を歓迎する」と変わる。更に **“illegitimate”** という用語を特定して、**それを使わないという「断言」** ということで、意味が強くなっている。

45. 締約国は次のことを行うべきである。

(a) 立法と運用を、規約第24条に完全に沿うものにし、**子どもに対するあらゆる差別と、子ともに烙印を押すこと (stigmatization) を撤廃するための保護措置を採用すること。**

※ **規約第 24 条 1** すべての子どもは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。

## D. 広報とフォローアップ

47. 当委員会の運営規則第 75 条第 1 項に従い、締約国は 2025 年 11 月 4 日までに、上記、第 7 項（国の人権に関する組織）、第 33 項（難民や亡命を望む者を含む外国人の取り扱い）、第 45 項（子どもの権利）についての勧告の実施状況を報告すること。

48. 当委員会の予定されている審査の周期に照らせば、締約国は、（次回）報告書の提出に先立って、当委員会による論点リストを 2028 年に受け取り、その後一年以内に回答を提出することが求められる。これが第 8 回の定期報告となる。また当委員会は締約国に対して、報告の作成にあたっては、国内で活動する市民団体や非政府組織と幅広く意見交換をすることを要求する。国連総会決議 68/268 に従い、報告書の単語数は 21,200 語以内とする。次回の締約国との建設的対話は、2030 年にジュネーブで行われる予定である。

※ 上記文中、締約国とは日本政府のことである。

## <原文>

### Concluding observations on the seventh periodic report of Japan

#### Rights of the child

44. The Committee notes the State party's explanation regarding the use of **the term "illegitimate" on certain official forms** to define children born out of wedlock, and welcomes the delegation's assertion that the State party is willing to consider removing **that term**, thus ensuring the equal rights of all children.

#### 45. The State party should:

(a) Ensure that its legislation and practices are in full compliance with article 24 of the Covenant and adopt protection measures aimed at removing all discrimination against and stigmatization of children;

## D. Dissemination and follow-up

47. In accordance with rule 75 (1) of the Committee's rules of procedure, the State party is

requested to provide, by 4 November 2025, information on the implementation of the recommendations made by the Committee in paragraphs 7 (national human rights institution), 33 (treatment of aliens, including refugees and asylum-seekers) and **45 (rights of the child) above.**

**48.** In line with the Committee's predictable review cycle, the State party will receive in 2028 the Committee's list of issues prior to the submission of the report and will be expected to submit within one year its replies, which will constitute its eighth periodic report. The Committee also requests the State party, in preparing the report, to broadly consult civil society and non-governmental organizations operating in the country. In accordance with General Assembly resolution 68/268, the word limit for the report is 21,200 words. The next constructive dialogue with the State party will take place in Geneva in 2030.

---

**国連自由権規約委員会日本審査での、  
婚外子差別に関する質問と政府回答  
(2022年10月13日)**

**ヴァシルカ サンシン委員 (スロベニア) による日本への質問**

自由権規約委員会が、嫡出でない子の相続分2分の1という規定を民法より削除するようにと勧告した。2013年、部分的に民法が改正され、全ての子どもたちが平等に扱われるようになった。にもかかわらず、同じ年に出された最高裁の判決は、子どもが嫡出子なのか嫡出でない子なのかを示すことを求める戸籍法の規定は、違憲ではないというものだった。これは、2019年に我々委員会としても批判してきた。そもそも嫡出でない子という表現そのものをなくすべきだということを書いてきた。

日本は、法制度、また実践が完全に規約の第24条に遵守した形にするように何かされているのか。全ての子どもたちに対する烙印や差別をなくす、またその母親に対する差別もなくすというところで行動をとるつもりはあるのか。あるとしたら、タイムスケジュールとしてはどうなっているのか。

※ 委員の英語での質問では、"not unconstitutional" (違憲ではない) と述べているが、日本語の同時通訳では、"違憲である。"としていた。

## 法務省の回答

嫡出でない子というのは、最高裁が示しているのは、この用語は、民事裁判で使われており、法的に結婚していない男性と女性の間生まれた子ということ。用語そのものは、差別的なものではない。日本の憲法で違憲とされているものではない。

しかしながら、法務省として、嫡出という用語そのものを見直していくべきである、歴史的な背景があり、用語が日本社会の中でどのように使われてきたかということを考えるべきであるという意見があるということは理解している。従って、表現については、社会的な状況に基づいて見直していきたいと考えているので、検討は続けていきたい。

※ 質問と回答は日本語による同時通訳によるものであり、ネットの録画中継から文字起こししたもので、元の英語で確認しながら、一部意味の通るように訂正しました。

※ 文中の下線は編集によるものです。

---